



2026年2月26日

各 位

会社名 伯東株式会社
代表者 代表取締役社長執行役員 宮下 環
(コード：7433 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 ESG 経営推進エグゼクティブ マネージャー 谷川 聡一朗
(TEL 03-3225-8920)

雇用型執行役員等に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2022年1月31日付「執行役員に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、2022年度より当社の取締役を兼務しない雇用型執行役員に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しておりますが、本日開催の取締役会において、本制度の対象者に当社の上級幹部社員（以下「雇用型執行役員等」といいます。）を追加することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度改定の背景及び目的

当社は、本日「ガバナンス体制の変更及び役員報酬制度に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、来期より監督と業務執行をより明確に分離したガバナンス体制に変更いたしますが、雇用型執行役員とともに業務執行を推進する上級幹部社員を本制度の対象者に加えることにより、上級幹部社員の経営への参画意識をより高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることで中長期的な企業価値の向上及び持続的な株主価値の向上を図ることを目的としております。

2. 本制度改定後の概要

当社は、対象者である「雇用型執行役員等」に対し、発行又は処分される当社普通株式の払込金額相当額の金銭債権を支給し、対象者である「雇用型執行役員等」は、当該金銭債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当該普通株式（以下「本株式」という。）を引き受けることとなります。

本制度の改定は、2027年3月期（2026年4月1日～2027年3月31日）からとし、対象者である「雇用型執行役員等」に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬は、単年度の業績指標（KPI）の達成基準ならびに対象者の個人別評価に応じて支給いたします。また、一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止する譲渡制限期間を設定いたします。

なお、本制度の詳細につきましては、本株式を対象執行役員等に付与する際に、お知らせいたします。

3. 主な改定点

	従来の本制度	改定後の本制度
対象者 ()内は対象人数	雇用型執行役員（4名）	雇用型執行役員および上級幹部社員（14名）
支給基準	単年度の業績達成に応じて、対象者へ一律支給	単年度の業績達成基準、ならびに対象者の個人別評価に応じて支給

以 上